砂川市の商業地域で出店される方を支援します‼

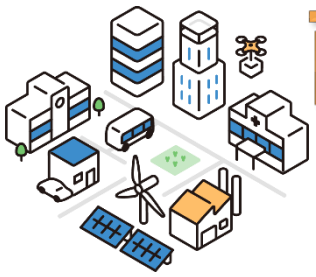

商店街店舗整備事業補助金

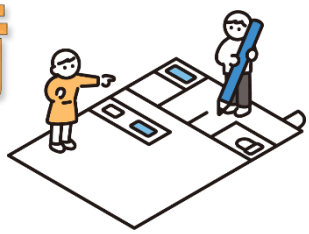

砂川市は市内出店者の方々を応援しています！

砂川市では、商業地域の賑わいを創出することを目的に、商業地域等の空き建築物で事業（開業）を行う方を応援しています。街の顔である商店の一つとして「お店」が根付き、街の方々に必要とされる「お店」として成長できる第一歩を応援する制度です。

補助金概要

申請は事業開始の1か月前までにお願いいたします！

	新築	既存店舗改修費	空き店舗改装費	空き店舗賃借費
対象経費：	設置費	外装および内装又は内装工事を伴う機械・設備	内装および正面外装改装費	契約に基づく賃借料12か月分
補助率：	不動産取得税の課税標準額の10/100	20/100	30/100 ※完了届提出までに特定創業支援等事業の証明を受けた者は、補助率50/100	70/100
補助上限額：	500万円	200万円	200万円	月額10万円
対象外経費：	・店舗併用住宅の住宅部分に係る費用 ・単純な器具および備品に係る費用			駐車場代

※DIYの場合は原材料費購入費が対象です。
また、補助対象経費の合計が10万円未満の場合は対象外です。

補助対象者：砂川市の商業地域および近隣商業地域で新規出店もしくは出店中の中小企業者等

補助条件：①市税の滞納がないこと

②小売業、飲食店、サービス業であること

※風営法に規定する営業を行う店舗や酒類を提供する飲食店等に該当するものを除きます。

③空き建物改装費・賃借費補助を受ける方は、商工会議所の推薦を受け、商店会組織に加入すること

お申込み・お問い合わせ先

補助金に関すること

砂川市役所 商工労働観光課 商工振興係
☎ 0125-74-8382

創業セミナーに関すること（特定創業支援等事業）

砂川商工会議所
☎ 0125-74-8382